

平 27 年第 3 回松川町議会定例会(第 1 日目)議事日程

平成 27 年 9 月 4 日 午前 9 時 30 分開議

開会宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長あいさつ

日程第 4 議案第 1 号 松川町特別職報酬等審議会条例等の一部改正について

日程第 5 議案第 2 号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

日程第 6 議案第 3 号 教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について

日程第 7 議案第 4 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第 8 議案第 5 号 平成 26 年度社会資本整備総合交付金事業 町道大草線橋梁整備工事変更請負契約の締結について

日程第 9 議案第 6 号 平成 27 年度社会資本整備総合交付金事業 町道大草線橋梁整備工事請負契約の締結について

日程第 10 議案第 7 号 平成 26 年度松川町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 11 議案第 8 号 平成 26 年度松川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 12 議案第 9 号 平成 26 年度松川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 13 議案第 10 号 平成 26 年度松川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 14 議案第 11 号 平成 26 年度松川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 15 議案第 12 号 平成 26 年度松川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 16 議案第 13 号 平成 26 年度松川町保養宿泊施設事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 17 議案第 14 号 平成 26 年度松川町青年の家特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 18 議案第 15 号 平成 26 年度松川町水道事業会計決算認定について
- 日程第 19 議案第 16 号 平成 27 年度松川町一般会計補正予算(第 3 回)について
- 日程第 20 議案第 17 号 平成 27 年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 回)について
- 日程第 21 議案第 18 号 平成 27 年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 回)について
- 日程第 22 議案第 19 号 平成 27 年度松川町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 回)について
- 日程第 23 議案第 20 号 平成 27 年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 回)について
- 日程第 24 議案第 21 号 平成 27 年度松川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回)について
- 日程第 25 議案第 22 号 平成 27 年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算(第 1 回)について
- 日程第 26 議案第 23 号 平成 27 年度松川町青年の家特別会計補正予算(第 1 回)について
- 日程第 27 議案第 24 号 平成 27 年度松川町水道事業会計補正予算(第 1 回)について
- 日程第 28 町長の報告
- 報告第 1 号 平成 26 年度財政健全化判断比率等の報告について
- 報告第 2 号 自動車破損による損害賠償の額(町道 211 号線)について(専決第 5 号)
- 日程第 29 議長の報告
- 請願 4 集团的自衛権行使に関する法案、いわゆる安全保障法案の撤回と廃案を求める意見書提出の請願

議案第 1 号

松川町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例の制定について

松川町特別職報酬等審議会条例（昭和 43 年松川町条例第 2 号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 27 年 9 月 4 日 提出

松 川 町 長 深津 徹

平成 27 年 9 月 4 日 可決

松川町議会議長 関 克義

松川町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例（案）

（松川町特別職報酬等審議会条例の一部改正）

第1条 松川町特別職報酬等審議会条例（昭和43年松川町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び副町長」を「、副町長及び教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による改正後の松川町特別職報酬等審議会条例第2条の規定は適用せず、改正前の松川町特別職報酬等審議会条例第2条の規定は、なおその効力を有する。

（松川町議会委員会条例の一部改正）

第2条 松川町議会委員会条例（昭和63年松川町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第18条中「教育委員会の委員長」を「教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による改正後の松川町議会委員会条例第18条の規定は適用せず、改正前の松川町議会委員会条例第18条の規定は、なおその効力を有する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第3条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年松川町条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中「

教育委員会の委員	委員長	395,000			
	委員	304,000			

」を「

教育委員会の委員	委員	304,000			
----------	----	---------	--	--	--

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は適用せず、改正前の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、なおその効力を有する。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第4条 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和31年松川町条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表中「

副町長	577,000円
-----	----------

」を「

副町長	577,000円
教育長	508,000円

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による改正後の特別職の職員等の給与に関する条例別表の規定は適用せず、改正前の特別職の職員等の給与に関する条例別表の規定は、なおその効力を有する。

議案第2号

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年 9月 4日 提出

松川町長 深津 徹

平成27年 9月 4日 可決

松川町議会議長 関 克義

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

（職務の専念する義務の免除）

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ松川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会が認める場合

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例の規定は適用せず、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和31年松川町条例第19号）の例による。

議案第3号

教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について

教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年 9月 4日 提出

松川町長 深津 徹

平成27年 9月 4日 可決

松川町議会議長 関 克義

教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条の規定に基づき、教育長の勤務時間等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（旅費）

第2条 教育長の旅費額は、松川町職員等の旅費に関する条例（平成12年松川町条例第1号）の規定による。

（勤務時間等）

第3条 教育長の勤務時間等は、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例の規定は適用せず、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年条例第30号）の例による。

議案第4号

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する
条例の制定について

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年松川町条例
第30号）を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年 9月 4日 提出

松川町長 深津 徹

平成27年 9月 4日 可決

松川町議会議長 関 克義

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例（案）

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和 31 年松川町条例第 30 号)は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による廃止前の教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

議案第 5 号

平成 26 年度 社会資本整備総合交付金事業 町道大草線
橋梁整備工事変更請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年松川町条例第 2 号）の規定に基づき、下記のとおり工事変更請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 平成 26 年度 社会資本整備総合交付金事業
町道大草線橋梁整備工事
- 2 契約の金額 金 56,851,200 円
(変更前契約金額 金 54,000,000 円)
- 3 契約の相手方 長野県下伊那郡松川町元大島 2715 番地 47
シブキヤ建設株式会社

平成 27 年 9 月 4 日 提出
松 川 町 長 深 津 徹

平成 27 年 9 月 4 日 可 決
松川町議会議長 関 克 義

議案第 6 号

平成 27 年度社会資本整備総合交付金事業 町道大草線
橋梁整備工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年松川町条例第 2 号）の規定に基づき、下記のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 平成 27 年度社会資本整備総合交付金事業
町道大草線橋梁整備工事
- 2 契約の金額 金 74,304,000 円
- 3 契約の相手方 長野県駒ヶ根市北町 22 番 1 号
株式会社ヤマウラ

平成 27 年 9 月 4 日 提出
松川町長 深津 徹

平成 27 年 9 月 4 日 可決
松川町議会議長 関 克義

議案第7号

平成26年度松川町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度松川町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成27年 9月 4日 提出

松川町長 深津 徹

平成27年 9月 4日 承認

松川町議会議長 関 克義

議案第8号

平成26年度松川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度松川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成27年 9月 4日 提出

松川町長 深津 徹

平成27年 9月 4日 承認

松川町議会議長 関 克義

議案第9号

平成26年度松川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度松川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成27年 9月 4日 提出

松川町長 深津 徹

平成27年 9月 4日 承認

松川町議会議長 関 克義

議案第10号

平成26年度松川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度松川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成27年 9月 4日 提出

松川町長 深津 徹

平成27年 9月 4日 承認

松川町議会議長 関 克義

議案第11号

平成26年度松川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度松川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成27年 9月 4日 提出

松川町長 深津 徹

平成27年 9月 4日 承認

松川町議会議長 関 克義

議案第12号

平成26年度松川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度松川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成27年 9月 4日 提出

松川町長 深津 徹

平成27年 9月 4日 承認

松川町議会議長 関 克義

議案第13号

平成26年度松川町保養宿泊施設事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度松川町保養宿泊施設事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成27年 9月 4日 提出

松川町長 深津 徹

平成27年 9月 4日 承認

松川町議会議長 関 克義

議案第14号

平成26年度松川町青年の家特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度松川町青年の家特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成27年 9月 4日 提出

松川町長 深津 徹

平成27年 9月 4日 承認

松川町議会議長 関 克義

議案第15号

平成26年度松川町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成26年度松川町水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成27年 9月 4日 提出

松川町長 深津 徹

平成27年 9月 4日 承認

松川町議会議長 関 克義

議案第16号

平成27年度松川町一般会計補正予算（第3回）

平成27年度松川町一般会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ418,311千円を追加し、歳入歳出それぞれ6,422,801千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年 9月 4日 提出
松川町長 深津 徹

平成27年 9月 17日 可決
松川町議会議長 関 克 義

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 1 分担金及び負担金		86,617	20	86,637
	2 負担金	86,617	20	86,637
1 3 国庫支出金		588,348	20,430	608,778
	1 国庫負担金	298,061	430	298,491
	2 国庫補助金	287,296	20,000	307,296
1 4 県支出金		279,199	10,442	289,641
	1 県負担金	150,602	322	150,924
	2 県補助金	96,691	10,731	107,422
	3 委託金	31,906	△611	31,295
1 6 寄附金		10,006	28,300	38,306
	1 寄附金	10,006	28,300	38,306
1 7 繰入金		190,592	16,566	207,158
	2 基金繰入金	184,396	16,566	200,962
1 8 繰越金		130,000	341,768	471,768
	1 繰越金	130,000	341,768	471,768
1 9 諸収入		166,428	785	167,213
	3 貸付金元利収入	100,337	80	100,417
	5 雑入	57,203	705	57,908
歳 入 合 計		6,004,490	418,311	6,422,801

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		678,644	115,309	793,953
	1 総務管理費	516,129	117,253	633,382
	2 徴税費	72,545	2,920	75,465
	3 戸籍住民基本台帳費	73,773	△400	73,373
	4 選挙費	9,930	△4,464	5,466
	5 統計調査費	5,479	0	5,479
3 民生費		1,609,512	△2,445	1,607,067
	1 社会福祉費	1,011,412	△1,905	1,009,507
	2 児童福祉費	598,100	△540	597,560
4 衛生費		560,869	△1,183	559,686
	1 保健衛生費	377,771	△4,139	373,632
	2 清掃費	183,098	2,956	186,054
6 農林水産業費		560,375	20,052	580,427
	1 農業費	490,116	18,632	508,748
	2 林業費	70,259	1,420	71,679
7 商工費		203,855	1,930	205,785
	1 商工費	203,855	1,930	205,785
8 土木費		748,859	703	749,562
	2 道路橋梁費	524,659	500	525,159

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 住宅費	9,915	203	10,118
9 消防費		253,085	2,520	255,605
	1 消防費	253,085	2,520	255,605
10 教育費		736,142	21,804	757,946
	1 教育総務費	48,455	60	48,515
	2 小学校費	166,411	16,734	183,145
	4 社会教育費	403,813	4,110	407,923
	5 保健体育費	39,748	900	40,648
12 公債費		556,901	100,000	656,901
	1 公債費	556,901	100,000	656,901
13 予備費		12,569	159,621	172,190
	1 予備費	12,569	159,621	172,190
歳	出	合	計	
		6,004,490	418,311	6,422,801

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 1 分担金及び負担金	86,617	20	86,637
1 3 国庫支出金	588,348	20,430	608,778
1 4 県支出金	279,199	10,442	289,641
1 6 寄附金	10,006	28,300	38,306
1 7 繰入金	190,592	16,566	207,158
1 8 繰越金	130,000	341,768	471,768
1 9 諸収入	166,428	785	167,213
歳 入 合 計	6,004,490	418,311	6,422,801

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	678,644	115,309	793,953	19,089	0	44,646	51,574
3 民生費	1,609,512	△2,445	1,607,067	752	0	20	△3,217
4 衛生費	560,869	△1,183	559,686	△1,390	0	0	207
6 農林水産業費	560,375	20,052	580,427	12,121	0	330	7,601
7 商工費	203,855	1,930	205,785	0	0	0	1,930
8 土木費	748,859	703	749,562	0	0	375	328
9 消防費	253,085	2,520	255,605	0	0	300	2,220
10 教育費	736,142	21,804	757,946	300	0	0	21,504
12 公債費	556,901	100,000	656,901	0	0	0	100,000
13 予備費	12,569	159,621	172,190	0	0	0	159,621
歳出合計	6,004,490	418,311	6,422,801	30,872	0	45,671	341,768

2. 歳入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節 金 額		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
11	分担金及び負担金	86,617	20	86,637			
	2 負担金	86,617	20	86,637			
	2 民生費負担金	76,759	20	76,779	6 児童福祉費負担金	20	児童館利用料過年度分 20
13	国庫支出金	588,348	20,430	608,778			
	1 国庫負担金	298,061	430	298,491			
	1 民生費国庫負担金	297,161	430	297,591	4 低所得者保険料軽減負担金	430	低所得者保険料軽減負担金 430
	2 国庫補助金	287,296	20,000	307,296			
	6 総務費国庫補助金	22,258	20,000	42,258	7 地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）	20,000	地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型） 上乗せ交付分 タイプⅠ 10,000 タイプⅡ 10,000
14	県支出金	279,199	10,442	289,641			
	1 県負担金	150,602	322	150,924			

(単位：千円)

款	項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
		1 民生費負担金	150,152	322	150,474	4 低所得者保険料軽減負担金	322	低所得者保険料軽減負担金 322
		2 県補助金	96,691	10,731	107,422			
		3 衛生費補助金	4,057	△1,390	2,667	1 衛生費県費補助金	△1,390	医療施設運営費補助金減 △1,390
		4 農業費補助金	16,550	12,121	28,671	2 農業費補助金	12,121	多面的機能支払交付金(活動補助金) 12,121
		3 委託金	31,906	△611	31,295			
		1 総務費委託金	29,945	△611	29,334	5 選挙費委託金	△611	選挙費委託金減 △611
		16 寄附金	10,006	28,300	38,306			
		1 寄附金	10,006	28,300	38,306			
		1 一般寄附金	5	2,000	2,005	1 一般寄附金	2,000	一般寄附金増 2,000
		6 ふるさと応援寄附金	10,000	26,000	36,000	1 ふるさと応援寄附金	26,000	ふるさと応援寄附金増 26,000

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節 金 額		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
	10 消防費寄付金	0	300	300	1 消防費寄付金	300	消防費寄付金 300
	17 繰入金	190,592	16,566	207,158			
	2 基金繰入金	184,396	16,566	200,962			
	12 ふるさと応援基金繰入金	4,465	16,566	21,031	1 ふるさと応援基金繰入金	16,566	くだものの里まつかわ応援基金繰入金増 16,566
	18 繰越金	130,000	341,768	471,768			
	1 繰越金	130,000	341,768	471,768			
	1 繰越金	130,000	341,768	471,768	1 繰越金	341,768	繰越金増 341,768
	19 諸収入	166,428	785	167,213			
	3 貸付金元利収入	100,337	80	100,417			
	1 貸付金元利収入	100,337	80	100,417	3 奨学資金貸付償還金	80	奨学資金貸付償還金過年度分 80
	5 雑入	57,203	705	57,908			

(単位：千円)

款	項	科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明	
						区 分	金 額		
		1 雑入	57,203	705	57,908	5 雑入	705	河川愛護作業報奨費過年度分 林務雑入	375 330
		計	6,004,490	418,311	6,422,801				

3. 歳 出

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明
					特 定 財 源	其 他	一般財源	区 分	金 額	
款 項	目				国県支出金	地 方 債	其 他	一般財源		
2	総務費	678,644	115,309	793,953	19,089		44,646	51,574		
1	総務管理費	516,129	117,253	633,382	19,700		44,646	52,907		
	1 一般管理費	282,913	△960	281,953				△960	2 給 料	△2,400 異動による △2,400
									3 職員手当等	1,700 異動による 1,700
									4 共済費	△260 異動による △480 臨時職員社会保険料増 220
	3 財政管理費	45,540	92,094	137,634			41,190	50,904	8 報償費	15,110 ふるさと納税特産品増 15,110
									12 役務費	273 ふるさと納税郵便料増 273
									14 使用料及び賃借料	281 ふるさと納税代理納付システム利用料増 281
									15 工事請負費	350 名子中部地区町有地石積み設置工事 350
									25 積立金	76,080 財政調整基金積立金増 50,000 奨学基金積立金増 80 ふるさと応援寄付金積立金増 26,000
	5 財産管理費	34,978	3,888	38,866			3,456	432	11 需用費	216 庁舎駐車場整備消耗品 216

(単位：千円)

科	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
					特定財源			一般財源	区分	金額			
					国県支出金	地方債	その他						
									12	役務費	50	20号車車両保険	50
									13	委託料	216	20号車ラッピング	216
									14	使用料及び賃借料	166	庁舎駐車場賃借料	166
									18	備品購入費	3,240	20号車更新	3,240
	6	企画費	83,146	19,140	102,286	19,700		△560	13	委託料	9,140	まち・ひと・しごと 農村観光交流拠点整備促進事業	9,140
									19	負担金補助及び交付金	10,000	まち・ひと・しごと 飯伊地域による広域連携事業	10,000
	9	防犯費	6,255	2,000	8,255			2,000	11	需用費	2,000	防犯灯修繕費増	2,000
	10	情報政策費	26,911	1,091	28,002			1,091	13	委託料	1,091	サーバ構築作業委託料増	1,091
	2	徴税费	72,545	2,920	75,465			2,920					
	1	税務総務費	44,078	300	44,378			300	3	職員手当等	300	異動による	300
	2	賦課徴収費	25,363	2,620	27,983			2,620	23	償還金利子及び割引料	2,620	法人町民税還付金増	2,620

(単位：千円)

款	項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
						特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
						国県支出金	地 方 債	そ の 他				
		3戸籍住民基本台帳費	73,773	△400	73,373				△400			
		1戸籍住民基本台帳費	73,773	△400	73,373				△400	3 職員手当等	△400	異動による △400
		4 選挙費	9,930	△4,464	5,466	△611			△3,853			
		3 県議会議員選挙費	4,708	△608	4,100	△611				3 1 報酬	△47	選挙費確定による △47
										3 職員手当等	△153	選挙費確定による △153
										11 需用費	△125	選挙費確定による △125
										12 役務費	△73	選挙費確定による △73
										13 委託料	△43	選挙費確定による △43
										14 使用料及び賃借料	△57	選挙費確定による △57
										18 備品購入費	△110	選挙費確定による △110
		4 町長選挙費	4,605	△3,856	749				△3,856	1 報酬	△695	不用額 △695
										3 職員手当等	△1,790	不用額 △1,790

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
						特定財源			一般財源	区分	金額		
						国県支出金	地方債	その他					
										7 賃金	△201	不用額	△201
										11 需用費	△445	不用額	△445
										12 役務費	△533	不用額	△533
										13 委託料	△120	不用額	△120
										14 使用料及び 賃借料	△72	不用額	△72
		5 統計調査費	5,479	0	5,479								
		1 統計調査費	5,479	0	5,479					1 報酬	△117	非常勤職員報酬減	△117
										11 需用費	△86	消耗品費減	△86
										12 役務費	85	国勢調査郵送料等増	85
										13 委託料	118	特別調査区調査委託料	118
		3 民生費	1,609,512	△2,445	1,607,067	752		20	△3,217				
		1 社会福祉費	1,011,412	△1,905	1,009,507	752			△2,657				

(単位：千円)

款	項	科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
						特定財源			一般財源	区分		金額
						国県支出金	地方債	その他				
		1社会福祉総務費	200,652	△2,414	198,238				△2,414	2給料	△2,000	異動による △2,000
										3職員手当等	△1,600	異動による △1,600
										4共済費	△400	異動による △400
										7賃金	951	臨時職員賃金増 951
										23償還金利子及び割引料	635	臨時福祉給付金事業還付金 635
		3高齢者福祉費	411,965	119	412,084	752			△633	28繰出金	119	低所得者保険料軽減負担金繰出金 職員人件費繰出金 752 △633
		5障がい者福祉費	320,524	390	320,914				390	11需用費	220	地域活動センター屋根修繕 生東リズム室漏水修繕工事 155 65
										18備品購入費	70	地域活動センター洗濯機他 70
										20扶助費	100	車いす積載車改造助成費用増 100
		2児童福祉費	598,100	△540	597,560				20	△560		
		1児童福祉総務費	12,370	160	12,530				160	23償還金利子及び割引料	160	子育て世帯臨時特例給付金事業還付金 160

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他				
		3保育所費	321,344	△700	320,644				△700	2給料	△2,000	異動による △2,000
										3職員手当等	1,700	異動による 1,700
										4共済費	△400	異動による △400
		5児童館費	20,371	0	20,371			20	△20			財源補正
		4衛生費	560,869	△1,183	559,686	△1,390			207			
		1保健衛生費	377,771	△4,139	373,632	△1,390			△2,749			
		1保健衛生総務費	213,617	△3,110	210,507				△3,110	2給料	△1,000	異動による △1,000
										3職員手当等	△1,500	異動による △1,500
										4共済費	△200	異動による △200
										7賃金	△460	国保会計へ移行 臨時職員賃金 △460
										8報償費	50	健やかマイレージ利用者増 50
		2予防費	50,858	△111	50,747				△111	13委託料	△111	国保会計へ移行 早期介入保健指導事業 △111

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
款 項	目				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他				
	3診療所費	3,549	△598	2,951	△1,390			792	1 報 酬	△1,500	生東へき地診療所閉所 △1,500
									12 役務費	2	生東へき地診療所閉所 2
									15 工事請負費	900	生東へき地診療所解体工事 900
	4環境衛生費	50,106	△320	49,786				△320	2 給 料	△400	異動による △400
									3 職員手当等	160	異動による 160
									4 共済費	△80	異動による △80
	2清掃費	183,098	2,956	186,054				2,956			
	3合併処理浄化槽費	15,378	2,956	18,334				2,956	19負担金補助及び交付金	2,956	合併処理浄化槽設置補助金増 2,956
	6農林水産業費	560,375	20,052	580,427	12,121		330	7,601			
	1農業費	490,116	18,632	508,748	12,121			6,511			
	2農業総務費	28,941	2,470	31,411				2,470	2 給 料	2,200	異動による 2,200
									3 職員手当等	70	異動による 70

(単位：千円)

款	項	科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
						特定財源			一般財源	区分	金額			
						国県支出金	地方債	その他						
										4 共済費	200	異動による	200	
		3 農業振興費	84,204	1,000	85,204				1,000	12 役務費	31	営農支援車車両保険	31	
										14 使用料及び賃借料	△31	営農支援車リース料減	△31	
										19 負担金補助及び交付金	1,000	農作物災害緊急対策 降雹被害用散布農薬補助 被害果出荷資材補助	710 290	
		7 農村観光交流センター費	34,701	0	34,701					12 役務費	120	協力隊車両保険	120	
										14 使用料及び賃借料	△120	協力隊車両リース料減	△120	
		8 農地費	20,389	15,162	35,551	12,121			3,041	19 負担金補助及び交付金	15,162	多面的機能支払交付金(活動補助金) 町単土地改良事業増	13,162 2,000	
		2 林業費	70,259	1,420	71,679				330	1,090				
		1 林業総務費	5,940	1,250	7,190					1,250	2 給料	270	異動による	270
											3 職員手当等	920	異動による	920
											4 共済費	60	異動による	60

(単位：千円)

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2林業振興費	57,673	170	57,843			330	△160	11需用費	170	町有林入山許可証増 170
7商工費	203,855	1,930	205,785				1,930			
1商工費	203,855	1,930	205,785				1,930			
1商工総務費	25,390	930	26,320				930	2給料	700	異動による 700
								3職員手当等	130	異動による 130
								4共済費	100	異動による 100
2商工業振興費	114,684	1,000	115,684				1,000	19負担金補助及び交付金	1,000	工場等設置事業補助金増 1,000
4まつかわの里室内温水プール施設費	39,671	0	39,671					8報償費	△912	こども水泳教室講師謝金減 △912
								13委託料	912	こども水泳教室講師委託料増 912
8土木費	748,859	703	749,562			375	328			
2道路橋梁費	524,659	500	525,159				500			
2道路橋梁維持費	117,102	10,500	127,602				10,500	14使用料及び賃借料	500	重機使用料増 500

(単位：千円)

款	項	科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明		
						特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額			
						国県支出金	地方債	その他						
										15工事請負費	10,000	経費率変更による事業費増 部奈地籍崩落改修工事	8,450 1,550	
		3道路橋梁新設改良費	378,291	△10,000	368,291				△10,000	15工事請負費	△10,000	町道大草線橋梁工事費減	△10,000	
		3河川費	4,596	0	4,596			375	△375					
		1河川費	4,596	0	4,596			375	△375			財源補正		
		5住宅費	9,915	203	10,118					203				
		1住宅費	9,915	203	10,118					203	11需用費	200	町営住宅修繕費増	200
											12役務費	3	水道開閉栓手数料増	3
		9消防費	253,085	2,520	255,605			300	2,220					
		1消防費	253,085	2,520	255,605			300	2,220					
		2非常備消防費	50,158	1,387	51,545			300	1,087	1報酬	647	長野県消防ポンプ操法大会他	647	
										9旅費	100	長野県消防ポンプ操法大会旅費	100	
										11需用費	340	長野県消防ポンプ操法大会食糧費 小型ポンプ修繕費増	90 250	

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
						特定財源			一般財源	区分		金額	
						国県支出金	地方債	その他					
										19負担金補助及び交付金	300	消防団支援金	300
		3消防施設費	15,262	61	15,323				61	19負担金補助及び交付金	61	消防施設整備事業補助金増	61
		5防災対策費	20,705	1,072	21,777				1,072	11需用費	100	備蓄米購入 300kg	100
										12役務費	150	防災行政無線再免許申請印紙代	150
										13委託料	117	防災行政無線再免許申請委託料	117
										19負担金補助及び交付金	705	自主防災組織施設整備事業補助金増	705
10	教育費		736,142	21,804	757,946	300			21,504				
	1	教育総務費	48,455	60	48,515				60				
		2教育委員会事務局費	45,461	60	45,521				60	19負担金補助及び交付金	60	赤穂高校定時制振興会分担金	60
	2	小学校費	166,411	16,734	183,145				16,734				
		1小学校管理費	155,030	16,734	171,764				16,734	12役務費	10	中央小学校駐車場用地契約印紙代	10

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
						特定財源			一般財源	区分	金額			
						国県支出金	地方債	その他						
										13委託料	324	中央小学校駐車場 登記委託料 測量設計委託料	216 108	
										15工事請負費	5,400	中央小学校駐車場造成工事	5,400	
										17公有財産購入費	11,000	中央小学校駐車場用地購入費	11,000	
		4 社会教育費	403,813	4,110	407,923	300			3,810					
		1 社会教育総務費	34,510	3,930	38,440	300			3,630	2 給料	2,700	異動による	2,700	
										3 職員手当等	830	異動による	830	
										4 共済費	100	異動による	100	
										8 報償費	100	まち・ひと・しごと チャレンジジョブ講師謝金	100	
										11 需用費	200	まち・ひと・しごと チャレンジジョブチラシ印刷代	200	
		3 図書館資料館費	29,519	180	29,699				180	3 職員手当等	180	異動による	180	
		5 保健体育費	39,748	900	40,648				900					

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
					特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
					国県支出金	地 方 債	そ の 他				
	2保健体育施設費	31,625	900	32,525				900	15工事請負費	900	町民体育館体力相談室エアコン改修 900
12公債費		556,901	100,000	656,901				100,000			
	1公債費	556,901	100,000	656,901				100,000			
	1元金	517,698	100,000	617,698				100,000	23償還金利子及び割引料	100,000	繰上償還 100,000
13予備費		12,569	159,621	172,190				159,621			
	1予備費	12,569	159,621	172,190				159,621			
	1予備費	12,569	159,621	172,190				159,621			
計		6,004,490	418,311	6,422,801	30,872		45,671	341,768			

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位:千円)

区 分	職員数	給 与 費							共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期末手当 支給率(月分)	地域手当	寒冷地手当	他手当	計				
補正後	長 等	3		21,228	7,678 (3.10)			6,157	35,063	5,698	40,761	
	議 員	14	33,311		12,048 (3.10)				45,359	20,333	65,692	
	その他 特別職	1,129	54,814						54,814		54,814	
	計	1,146	88,125	21,228	19,726			6,157	135,236	26,031	161,267	
補正前	長 等	3		21,228	7,678 (3.10)			6,157	35,063	5,698	40,761	
	議 員	14	33,311		12,048 (3.10)				45,359	20,333	65,692	
	その他 特別職	1,129	54,814						54,814		54,814	
	計	1,146	88,125	21,228	19,726			6,157	135,236	26,031	161,267	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他 特別職											
	計											

2 一般職
(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	99人		326,420	216,709	543,129	103,600	646,729	
補正前	99人		328,350	214,219	542,569	104,700	647,269	
比較	0人		△ 1,930	2,490	560	△ 1,100	△ 540	

(単位:千円)

職員手当 の内訳	区分	扶養	管理職	住居	通勤	時間外	期末	勤勉	寒冷地	特勤	宿日直	児童	退職	合計	備考
		補正後	11,670	3,130	3,650	4,038	11,246	74,720	41,970		150	2,900	6,660	56,575	216,709
	補正前	10,780	3,130	1,190	4,508	11,246	75,570	42,710		150	2,900	5,460	56,575	214,219	
	比較	890	0	2,460	△ 470	0	△ 850	△ 740		0	0	1,200	0	2,490	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明	備考
給料	△ 1,930	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分		△ 1,930	異動等による
職員手当	2,490	制度改正に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分		2,490	異動等による

(給料及び職員1人当りの状況)

ア 職員1人当り給与

区 分		一般行政職	技能労務職
平成27年9月1日現在	平均給料月額(円)	277,919	
	平均給与月額(円)	306,441	
	平均年齢(歳)	37.07	
平成27年6月1日現在	平均給料月額(円)	274,356	
	平均給与月額(円)	300,697	
	平均年齢(歳)	37.03	

イ 初任給

(単位：円)

区 分		一般行政職	技能労務職	国の制度	備 考
平成27年9月1日現在	高校卒	142,100		142,100	
	短大卒	154,800		154,800	
	大学卒	174,200		174,200	
平成27年6月1日現在	高校卒	142,100		142,100	
	短大卒	154,800		154,800	
	大学卒	174,200		174,200	

ウ 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職			備 考
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	
平成27年9月1日現在	1 級	29	29.3				
	2 級	18	18.2				
	3 級	21	21.2				
	4 級	20	20.2				
	5 級	11	11.1				
	6 級	0	0.0				
	計	99	100				
平成27年6月1日現在	1 級	29	29.3				
	2 級	18	18.2				
	3 級	21	21.2				
	4 級	20	20.2				
	5 級	11	11.1				
	6 級	0	0.0				
	計	99	100				

(級別の標準的な職務内容)

職務の級	一般行政職	技能労務職
1 級	主事の職務	1. 一般技能職員の職務 2. 相当の技能又は経験を有する一般技能職員 3. 用務員等を直接指揮監督する主任、困難な業務を行う用務員等
2 級	主任の職務	高度な技能又は経験を必要とする業務を行う職員で、町長が定める職員
3 級	主査の職務	多数の職員を直接指揮監督する職員又は特に困難な業務を行う職員で、町長の定める職員
4 級	係長の職務	
5 級	課長の職務	
6 級	複雑かつ困難な業務をつかさどる課長の職務	

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種		備 考	
			一般行政職	技能労務職		
補 正 後	職 員 数 (A)(人)	99	99			
	昇給に係る職員数 (B)(人)	99	99			
	号給数別内訳	0号給(人)	1	1		
		1号給(人)	12	12		
		2号給(人)	10	10		
		3号給(人)				
		4号給(人)	64	64		
		5号給(人)	12	12		
		6号給(人)				
	比 率(B)/(A)(%)	100	100			
補 正 前	職 員 数 (A)(人)	99	99			
	昇給に係る職員数 (B)(人)	99	99			
	号給数別内訳	0号給(人)				
		1号給(人)	12	12		
		2号給(人)	9	9		
		3号給(人)				
		4号給(人)	78	78		
		5号給(人)				
		6号給(人)				
	比 率(B)/(A)(%)	100	100			

オ 期末手当、勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率			支 給 率 計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)	3月(月分)			
補正後	1.975	2.125		4.10	有	
補正前	1.975	2.125		4.10	有	
国の制度	1.975	2.125		4.10	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	そ の 他 の 加算措置等	備 考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特別措置 (20%~2%の加算)	
国の制度 (支給率等)	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特別措置 (20%~2%の加算)	

キ 地域手当

全職員支給対象外

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
給料総額に対する比率 (%)	0.5	0.5	
支給対象職員の比率 (%) (平成27年9月1日現在)	21.21	21.21	
代表的な特殊勤務手当の名称	バス運転手手当	バス運転手手当	

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	国の制度と同様	
住 居 手 当	国の制度と同様	
通 勤 手 当	国の制度と同様	

議案第17号

平成27年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）

平成27年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,965千円を追加し、歳入歳出それぞれ1,612,447千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年 9月 4日 提 出
松 川 町 長 深 津 徹

平成27年 9月 17日 可 決
松川町議会議長 関 克 義

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		352,795	3,078	355,873
	1 国庫負担金	277,923	2,507	280,430
	2 国庫補助金	74,872	571	75,443
10 繰越金		50,000	3,887	53,887
	1 繰越金	50,000	3,887	53,887
歳入合計		1,605,482	6,965	1,612,447

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		7,551	10	7,561
	1 総務管理費	4,306	10	4,316
3 後期高齢者支援金等		208,830	235	209,065
	1 後期高齢者支援金等	208,830	235	209,065
4 前期高齢者納付金等		125	20	145
	1 前期高齢者納付金等	125	20	145
8 保健事業費		12,870	572	13,442
	1 特定健康診査等事務費	12,870	572	13,442
1 2 予備費		1,547	6,128	7,675
	1 予備費	1,547	6,128	7,675
歳 出 合 計		1,605,482	6,965	1,612,447

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	352,795	3,078	355,873
10 繰越金	50,000	3,887	53,887
歳入合計	1,605,482	6,965	1,612,447

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 総務費	7,551	10	7,561	0	0	0	10
2 保険給付費	919,365	0	919,365	2,075	0	0	△2,075
3 後期高齢者支援金等	208,830	235	209,065	0	0	0	235
4 前期高齢者納付金等	125	20	145	0	0	0	20
8 保健事業費	12,870	572	13,442	1,003	0	0	△431
12 予備費	1,547	6,128	7,675	0	0	0	6,128
歳出合計	1,605,482	6,965	1,612,447	3,078	0	0	3,887

2. 歳入

(単位：千円)

款 項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
3	国庫支出金	352,795	3,078	355,873			
	1 国庫負担金	277,923	2,507	280,430			
	2 療養給付費等負担金	266,214	2,075	268,289	2 過年度分	2,075	療養給付費等負担金過年度分 2,075
	4 特定健康診査等負担金	2,674	432	3,106	1 特定健康診査等負担金	432	特定健康診査等負担金過年度分 432
	2 国庫補助金	74,872	571	75,443			
	1 財政調整交付金	74,872	571	75,443	2 特別調整交付金	571	特別調整交付金増 571
10	繰越金	50,000	3,887	53,887			
	1 繰越金	50,000	3,887	53,887			
	1 繰越金	50,000	3,887	53,887	1 繰越金	3,887	繰越金増 3,887
	計	1,605,482	6,965	1,612,447			

3. 歳 出

(単位：千円)

款 項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
					特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1	総務費	7,551	10	7,561				10			
	1 総務管理費	4,306	10	4,316				10			
	1 一般管理費	3,597	10	3,607				10	9 旅 費	10	旅費増 10
2	保険給付費	919,365	0	919,365	2,075			△2,075			
	1 療養諸費	819,366	0	819,366	2,075			△2,075			
	1 一般被保険者療養給付費	737,175	0	737,175	2,075			△2,075			財源補正
3	後期高齢者支援金等	208,830	235	209,065				235			
	1 後期高齢者支援金等	208,830	235	209,065				235			
	1 後期高齢者支援金	208,813	235	209,048				235	19負担金補助及び交付金	235	後期高齢者支援金増 235
4	前期高齢者納付金等	125	20	145				20			
	1 前期高齢者納付金等	125	20	145				20			
	1 前期高齢者納付金	110	20	130				20	19負担金補助及び交付金	20	前期高齢者納付金増 20

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
款 項	目				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他				
8保健事業費		12,870	572	13,442	1,003			△431			
1 特定健康診査等事務費		12,870	572	13,442	1,003			△431			
1 特定健康診査等事務費		12,870	572	13,442	1,003			△431	7 賃 金	460	特定健診賃金増 460
									13委託料	112	特定健診委託料増 112
12予備費		1,547	6,128	7,675				6,128			
1 予備費		1,547	6,128	7,675				6,128			
1 予備費		1,547	6,128	7,675				6,128			
計		1,605,482	6,965	1,612,447	3,078			3,887			

議案第18号

平成27年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

平成27年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ283千円を追加し、歳入歳出それぞれ139,463千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年 9月 4日 提 出
松 川 町 長 深 津 徹

平成27年 9月 17日 可 決
松川町議会議長 関 克 義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		50	283	333
	1 繰越金	50	283	333
歳入合計		139,180	283	139,463

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 予備費		60	283	343
	1 予備費	60	283	343
歳出合計		139,180	283	139,463

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰越金	50	283	333
歳入合計	139,180	283	139,463

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 予備費	60	283	343	0	0	0	283
歳出合計	139,180	283	139,463	0	0	0	283

2. 歳入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明			
款 項	目				区 分	金 額				
4	繰越金	50	283	333						
	1	繰越金	50	283	333					
		1	繰越金	50	283	333	1 繰越金	283	繰越金増	283
		計	139,180	283	139,463					

3. 歳出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他				
		4予備費	60	283	343				283			
		1予備費	60	283	343				283			
		1予備費	60	283	343				283			
		計	139,180	283	139,463				283			

議案第19号

平成27年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）

平成27年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,120千円を追加し、歳入歳出それぞれ1,329,637千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年 9月 4日 提 出
松 川 町 長 深 津 徹

平成27年 9月 17日 可 決
松川町議会議長 関 克 義

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 支払基金交付金		351,447	6,273	357,720
	1 支払基金交付金	351,447	6,273	357,720
7 繰入金		181,723	119	181,842
	1 一般会計繰入金	181,723	119	181,842
9 繰越金		4,162	36,728	40,890
	1 繰越金	4,162	36,728	40,890
歳入合計		1,286,517	43,120	1,329,637

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸支出金		503	5,035	5,538
	1 償還金及び還付加算金	105	5,035	5,140
5 地域支援事業費		84,047	265	84,312
	2 介護予防事業費	25,493	175	25,668
	3 包括的支援事業・任意事業費	35,590	90	35,680
6 予備費		1,506	37,820	39,326
	1 予備費	1,506	37,820	39,326
歳出合計		1,286,517	43,120	1,329,637

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 支払基金交付金	351,447	6,273	357,720
7 繰入金	181,723	119	181,842
9 繰越金	4,162	36,728	40,890
歳入合計	1,286,517	43,120	1,329,637

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 保険給付費	1,187,733	0	1,187,733	0	0	1,661	△1,661
4 諸支出金	503	5,035	5,538	0	0	0	5,035
5 地域支援事業費	84,047	265	84,312	0	0	4,731	△4,466
6 予備費	1,506	37,820	39,326	0	0	0	37,820
歳 出 合 計	1,286,517	43,120	1,329,637	0	0	6,392	36,728

2. 歳入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
		4 支払基金交付金	351,447	6,273	357,720			
		1 支払基金交付金	351,447	6,273	357,720			
		1 介護給付費交付金	344,443	909	345,352	2 過年度分	909	平成26年度介護給付費追加交付金 909
		2 地域支援事業支援交付金	7,004	5,364	12,368	2 過年度分	5,364	平成26年度地域支援事業費追加交付金 5,364
		7 繰入金	181,723	119	181,842			
		1 一般会計繰入金	181,723	119	181,842			
		4 その他一般会計繰入金	24,647	△633	24,014	1 職員給与費等繰入金	△633	職員給与費等繰入金減 △633
		5 低所得者保険料軽減繰入金	0	752	752	1 現年度分	752	低所得者保険料軽減繰入金増 752
		9 繰越金	4,162	36,728	40,890			
		1 繰越金	4,162	36,728	40,890			
		1 繰越金	4,162	36,728	40,890	1 繰越金	36,728	繰越金増 36,728
		計	1,286,517	43,120	1,329,637			

3. 歳 出

(単位：千円)

款 項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
					特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2	保険給付費	1,187,733	0	1,187,733			1,661	△1,661			
	1 介護サービス等諸費	1,072,311	0	1,072,311			1,661	△1,661			
	1 サービス等諸費	928,323	0	928,323			1,661	△1,661			財源補正
4	諸支出金	503	5,035	5,538				5,035			
	1 償還金及び還付加算金	105	5,035	5,140				5,035			
	5 償還金	0	5,035	5,035				5,035	23償還金利子及び割引料	5,035	平成26年度介護給付費償還金増 5,035
5	地域支援事業費	84,047	265	84,312			4,731	△4,466			
	1 地域包括支援センター費	22,964	0	22,964							
	1 一般管理費	22,964	0	22,964							財源補正
	2 介護予防事業費	25,493	175	25,668			4,731	△4,556			
	1 二次予防事業対象者施策事業費	24,739	0	24,739			4,374	△4,374			財源補正

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他				
		2一次予防事業対象者施策事業費	754	175	929			357	△182	8 報償費	175	温水プール健康教室講師謝金増 (健康運動指導士) 175
		3 包括的支援事業・任意事業費	35,590	90	35,680				90			
		5 任意事業費	22,770	90	22,860				90	20 扶助費	90	介護用品支給事業費増 90
		6 予備費	1,506	37,820	39,326				37,820			
		1 予備費	1,506	37,820	39,326				37,820			
		1 予備費	1,506	37,820	39,326				37,820			37,820
		計	1,286,517	43,120	1,329,637			6,392	36,728			

議案第20号

平成27年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）

平成27年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,192千円を追加し、歳入歳出それぞれ295,379千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年 9月 4日 提出
松川町長 深津 徹

平成27年 9月 17日 可決
松川町議会議長 関 克義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		85,284	821	86,105
	1 使用料	85,259	821	86,080
4 繰越金		10,902	2,371	13,273
	1 繰越金	10,902	2,371	13,273
歳入合計		292,187	3,192	295,379

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		77,263	△1,020	76,243
	1 総務管理費	30,006	△1,020	28,986
4 予備費		146	4,212	4,358
	1 予備費	146	4,212	4,358
歳出合計		292,187	3,192	295,379

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料	85,284	821	86,105
4 繰越金	10,902	2,371	13,273
歳入合計	292,187	3,192	295,379

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	77,263	△1,020	76,243	0	0	△516	△504
3 公債費	195,848	0	195,848	0	0	1,337	△1,337
4 予備費	146	4,212	4,358	0	0	0	4,212
歳出合計	292,187	3,192	295,379	0	0	821	2,371

2. 歳入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
		2 使用料及び手数料	85,284	821	86,105			
		1 使用料	85,259	821	86,080			
		1 使用料	85,259	821	86,080	2 下水道料金 滞納繰越分	821	下水道料金滞納繰越金増 821
		4 繰越金	10,902	2,371	13,273			
		1 繰越金	10,902	2,371	13,273			
		1 繰越金	10,902	2,371	13,273	1 繰越金	2,371	繰越金増 2,371
		計	292,187	3,192	295,379			

3. 歳 出

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
款 項	目				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1	総務費	77,263	△1,020	76,243			△516	△504			
	1 総務管理費	30,006	△1,020	28,986			△1,020				
	1-1 一般管理費	30,006	△1,020	28,986			△1,020		2 給 料	△500	異動による △500
									3 職員手当等	△470	異動による △470
									4 共済費	△50	異動による △50
	2 施設管理費	47,257	0	47,257			504	△504			
	1 維持管理費	47,257	0	47,257			504	△504			財源補正
3	公債費	195,848	0	195,848			1,337	△1,337			
	1 公債費	195,848	0	195,848			1,337	△1,337			
	1-1 元金	146,447	0	146,447			1,337	△1,337			財源補正
4	予備費	146	4,212	4,358				4,212			
	1 予備費	146	4,212	4,358				4,212			
	1-1 予備費	146	4,212	4,358				4,212			

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

(単位千円)

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	3人		10,500	6,190	16,690	3,550	20,240	
補正前	3人		11,000	6,660	17,660	3,600	21,260	
比 較			△ 500	△ 470	△ 970	△ 50	△ 1,020	

(単位千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶 養	管理職	住 居	通 勤	時間外	期 末	勤 勉	寒冷地	特 勤	こども	退 職	合 計	備 考
	補正後	320			110	290	2,250	1,350				1,870	6,190	
	補正前	240			60	290	2,700	1,500				1,870	6,660	
	比 較	80			50		△ 450	△ 150					△ 470	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	△ 500	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分		△ 500	異動等による
職員手当	△ 470	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分		△ 470	異動等による

(給料及び職員1人当りの状況)

ア 職員1人当り給与

区 分		一般行政職	技能労務職
平成27年 9月 1日現在	平均給料月額(円)	291,933	
	平均給与月額(円)	328,171	
	平均年齢(歳)	40.25	
平成27年 4月 1日現在	平均給料月額(円)	305,556	
	平均給与月額(円)	373,889	
	平均年齢(歳)	41.08	

イ 初任給

(単位：円)

区 分		一般行政職	技能労務職	国の制度	備 考
平成27年 9月 1日現在	高校卒	142,100		142,100	
	短大卒	154,800		154,800	
	大学卒	174,200		174,200	
平成27年 4月 1日現在	高校卒	142,100		142,100	
	短大卒	154,800		154,800	
	大学卒	174,200		174,200	

ウ 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職			備 考
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	
平成27年4月1日現在	1 級	1	33.3	1 級			
	2 級			2 級			
	3 級	1	33.3	3 級			
	4 級	1	33.3				
	5 級						
	6 級						
	計	3	100.0	計			
平成27年9月1日現在	1 級	1	33.3	1 級			
	2 級			2 級			
	3 級	1	33.3	3 級			
	4 級	1	33.3				
	5 級						
	6 級						
	計	3	100.0	計			

(級別の標準的な職務内容)

職務の級	一般行政職	技能労務職
1 級	主事の職務	1. 一般技能職員の職務 2. 相当の技能又は経験を有する一般技能職員 3. 用務員等を直接指揮監督する主任、困難な業務を行う用務員等
2 級	主任の職務	高度な技能又は経験を必要とする業務を行う職員で、町長が定める職員
3 級	主査の職務	多数の職員を直接指揮監督する職員又は特に困難な業務を行う職員で、町長の定める職員
4 級	係長の職務	
5 級	課長の職務	
6 級	複雑かつ困難な業務をつかさどる課長の職務	

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種		備 考	
			一般行政職	技能労務職		
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	3	3			
	昇給に係る職員数 (B) (人)	3	3			
	号給数別内訳	1号給(人)				
		2号給(人)				
		3号給(人)				
		4号給(人)	3	3		
	6号給(人)					
比 率(B) / (A) (%)		100.0	100.0			
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	3	3			
	昇給に係る職員数 (B) (人)	3	3			
	号給数別内訳	1号給(人)				
		2号給(人)	1	1		
		3号給(人)				
		4号給(人)	2	2		
	6号給(人)					
比 率(B) / (A) (%)		100.0	100.0			

オ 期末手当、勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率			支 給 率 計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)	3月(月分)			
補正後	1.975	2.125		4.10	有	
補正前	1.975	2.125		4.10	有	
国の制度	1.975	2.125		4.10	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	備 考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特別措置 (2%~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特別措置 (2%~20%加算)	

キ 地域手当

全職員支給対象外

ク 特殊勤務手当

全職員支給対象外

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	国の制度と同様	
住 居 手 当	国の制度と同様	
通 勤 手 当	国の制度と同様	

議案第21号

平成27年度松川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）

平成27年度松川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,646千円を追加し、歳入歳出それぞれ390,045千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年 9月 4日 提 出
松 川 町 長 深 津 徹

平成27年 9月 日 決
松川町議会議長 関 克 義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		65,267	594	65,861
	1 使用料	64,967	594	65,561
5 繰越金		7,631	4,052	11,683
	1 繰越金	7,631	4,052	11,683
歳入合計		385,399	4,646	390,045

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業費		2,502	1,200	3,702
	1 農業集落排水事業費	2,502	1,200	3,702
4 予備費		1,681	3,446	5,127
	1 予備費	1,681	3,446	5,127
歳出合計		385,399	4,646	390,045

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料	65,267	594	65,861
5 繰越金	7,631	4,052	11,683
歳入合計	385,399	4,646	390,045

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
1 総務費	74,535	0	74,535	0	0	594	△594
2 事業費	2,502	1,200	3,702	0	0	0	1,200
4 予備費	1,681	3,446	5,127	0	0	0	3,446
歳出合計	385,399	4,646	390,045	0	0	594	4,052

2. 歳入

(単位：千円)

科 目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 使用料及び手数料	65,267	594	65,861			
1 使用料	64,967	594	65,561			
1 使用料	64,967	594	65,561	2 下水道料金 滞納繰越分	594	下水道料金滞納繰越金増 594
5 繰越金	7,631	4,052	11,683			
1 繰越金	7,631	4,052	11,683			
1 繰越金	7,631	4,052	11,683	1 繰越金	4,052	繰越金増 4,052
計	385,399	4,646	390,045			

3. 歳出

(単位：千円)

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節 額		説 明
				特 定 財 源	国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	区 分	
1総務費	74,535	0	74,535				594	△594		
2施設管理費	62,870	0	62,870				594	△594		
1維持管理費	62,870	0	62,870				594	△594		財源補正
2事業費	2,502	1,200	3,702					1,200		
1農業集落排水事業費	2,502	1,200	3,702					1,200		
1農業集落排水事業費	2,502	1,200	3,702					1,200	15工事請負費	1,200 公共マス新設工事費増 1,200
4予備費	1,681	3,446	5,127					3,446		
1予備費	1,681	3,446	5,127					3,446		
1予備費	1,681	3,446	5,127					3,446		
計	385,399	4,646	390,045				594	4,052		

議案第 2 2 号

平成 2 7 年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算（第 1 回）

平成 2 7 年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 1 6 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 5 2 8, 2 8 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 7 年 9 月 4 日 提 出
松 川 町 長 深 津 徹

平成 2 7 年 9 月 1 7 日 可 決
松川町議会議長 関 克 義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		491,432	5,000	496,432
	1 使用料	491,432	5,000	496,432
4 繰越金		30,000	△5,416	24,584
	1 繰越金	30,000	△5,416	24,584
歳入合計		528,698	△416	528,282

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運営費		518,698	900	519,598
	1 営業費	517,498	900	518,398
2 予備費		10,000	△1,316	8,684
	1 予備費	10,000	△1,316	8,684
歳出合計		528,698	△416	528,282

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	491,432	5,000	496,432
4 繰越金	30,000	△5,416	24,584
歳入合計	528,698	△416	528,282

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 運営費	518,698	900	519,598	0	0	5,000	△4,100
2 予備費	10,000	△1,316	8,684	0	0	0	△1,316
歳出合計	528,698	△416	528,282	0	0	5,000	△5,416

2. 歳入

(単位：千円)

款 項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1	使用料及び手数料	491,432	5,000	496,432			
	1 使用料	491,432	5,000	496,432			
	1 町営施設使用料	483,510	5,000	488,510	1 清流苑施設 使用料	5,000	宿泊宴会料増 5,000
4	繰越金	30,000	△5,416	24,584			
	1 繰越金	30,000	△5,416	24,584			
	1 繰越金	30,000	△5,416	24,584	1 繰越金	△5,416	繰越金減 △5,416
	計	528,698	△416	528,282			

3. 歳 出

(単位：千円)

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1運営費	518,698	900	519,598			5,000	△4,100			
1 営業費	517,498	900	518,398			5,000	△4,100			
1 総務費	29,669	0	29,669			4,100	△4,100			財源補正
3 スポーツ施設運営費	14,542	900	15,442			900		11 需用費	900	パターゴルフ場散水用ポンプ修繕他 900
2 予備費	10,000	△1,316	8,684				△1,316			
1 予備費	10,000	△1,316	8,684				△1,316			
1 予備費	10,000	△1,316	8,684				△1,316			
計	528,698	△416	528,282			5,000	△5,416			

議案第23号

平成27年度松川町青年の家特別会計補正予算（第1回）

平成27年度松川町青年の家特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,917千円を追加して、歳入歳出それぞれ36,708千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年 9月 4日 提 出
松 川 町 長 深 津 徹

平成27年 9月17日 可 決
松川町議会議長 関 克 義

歳入 第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		0	2,917	2,917
	1 繰越金	0	2,917	2,917
歳 入 合 計		33,791	2,917	36,708

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 管理運営費		33,508	1,090	34,598
	1 管理運営費	33,508	1,090	34,598
2 予備費		283	1,827	2,110
	1 予備費	283	1,827	2,110
歳 出 合 計		33,791	2,917	36,708

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰越金	0	2,917	2,917
歳入合計	33,791	2,917	36,708

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 管理運営費	33,508	1,090	34,598	0	0	0	1,090
2 予備費	283	1,827	2,110	0	0	0	1,827
歳出合計	33,791	2,917	36,708	0	0	0	2,917

2. 歳入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
4	繰越金	0	2,917	2,917			
	1	繰越金	0	2,917	2,917		
		1	繰越金	0	2,917	2,917	1 繰越金 2,917 繰越金 2,917
		計	33,791	2,917	36,708		

3. 歳出

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
款	項 目				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他							
1	管理運営費	33,508	1,090	34,598				1,090			
	1 管理運営費	33,508	1,090	34,598				1,090			
		1 管理運営費	33,508	1,090	34,598			1,090	8 報償費	288	「松プロ」講師謝金増 288
									11 需用費	532	「松プロ」消耗品費増 532
									13 委託料	270	松くい虫伐採委託料増 270
2	予備費	283	1,827	2,110				1,827			
	1 予備費	283	1,827	2,110				1,827			
		1 予備費	283	1,827	2,110			1,827			
	計	33,791	2,917	36,708				2,917			

議案第24号

平成27年度松川町水道事業会計補正予算（第1回）

（総 則）

第1条 平成27年度松川町水道事業会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 平成27年度松川町水道事業会計予算第3条に定めた、収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出	（千円）	（千円）	（千円）
第21款	水道事業費用	305,446	5,600	311,046
第1項	営業費用	266,473	5,600	272,073
第2項	営業外費用	38,873	0	38,873
第3項	特別損失	100	0	100

平成27年 9月 4日 提 出
松 川 町 長 深 津 徹

平成27年 9月 17日 可 決
松川町議会議長 関 克 義

平成 27 年度 松川町水道事業会計補正予算実施計画

収益の支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
21 水道事業費用			305,446	5,600	311,046	
	1 営業費用		266,473	5,600	272,073	
		1 原水及び浄水費	40,220	1,620	41,840	
		2 配水及び給水費	42,006	3,888	45,894	
		3 総係費	36,467	92	36,559	

平成 27 年度 松川町水道事業会計補正予算(第1回)事項別明細書

収益の支出

支 出

(単位：千円)

科 目		既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
款	項 目				区 分	金 額	
21	水道事業費用	305,446	5,600	311,046			
	1 営業費用	266,473	5,600	272,073			
	1 原水及び浄水費	40,220	1,620	41,840			
					19 修繕費	1,620	峠浄水場緩速攪拌機修繕 1,620
	2 配水及び給水費	42,006	3,888	45,894			
					19 修繕費	3,888	原田第二配水池水位計他更新 3,888
	3 総係費	36,467	92	36,559			
					27 研修費	92	新地方公営企業会計研修 92

報告第 1 号

平成 26 年度 財政健全化判断比率等の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項並びに第 22 条第 1 項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成 27 年 9 月 4 日 提出
松 川 町 長 深 津 徹

27 松監第 10 号
平成 27 年 8 月 27 日

松川町長 深津 徹 様

松川町監査委員 佐々木光男

松川町監査委員 米山 由子

平成 26 年度財政健全化審査意見書及び公営企業経営健全化
審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条及び法律第 22 条の規定により、平成 26 年度財政健全化比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、審査をした結果別紙のとおり意見を付します。

健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、平成26年度財政健全化比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して、次のとおり報告します。

記

○健全化判断比率

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	7.5	—
(15.00)	(20.00)	(25.0)	(350.0)

備考

1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と記載する。

2 括弧()内へは、早期健全化基準を記載する。

○資金不足比率

(単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
水道事業	—	
公共下水道事業	—	
農業集落排水事業	—	
保養宿泊施設事業	—	

備考

1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と記載する。

平成26年度 財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成25年度	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	—%	15.0%	
② 連結実質赤字比率	—%	20.0%	
③ 実質公債費比率	7.5%	25.0%	
④ 将来負担比率	—%	350.0%	

(注:「—」は、赤字または資金不足を生じていないため、当該数値については該当なしを表す。)

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成26年度の実質赤字比率は、実質赤字額を生じていないため該当なしとなっている。

② 連結実質赤字比率について

平成26年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額を生じていないため該当なしとなっている。

③ 実質公債費比率について

平成26年度の実質公債費比率は7.5%となっており、これは早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

④ 将来負担比率

平成26年度の将来負担比率はない。早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

(3) 是正改善をする事項

特に指摘すべき事項はない。

平成26年度 公営企業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付されて下記、資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

① 水道事業 (法適用企業)

比率名	平成26年度	経営健全化基準	備考
① 資金不足比率	—%	20.0%	

② 公共下水道事業 (法非適用企業)

比率名	平成26年度	経営健全化基準	備考
① 資金不足比率	—%	20.0%	

③ 農業集落排水事業 (法非適用企業)

比率名	平成26年度	経営健全化基準	備考
① 資金不足比率	—%	20.0%	

④ 保養宿泊施設事業 (法非適用企業)

比率名	平成26年度	経営健全化基準	備考
① 資金不足比率	—%	20.0%	

(2) 個別意見

① 水道事業

平成26年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

② 公共下水道事業

平成26年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

③ 農業集落排水事業

平成26年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

④ 保養宿泊施設事業

平成26年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

(3) 是正改善をする事項

特に指摘すべき事項はない。

総括表① 健全化判断比率の状況 (平成26年度決算)

Ver.26.00

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
204021	長野県	松川町	-	-	7.5	-

団体区分

5.町村

↑※必ず選択して下さい。

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
		財政再生基準	20.00	30.00	35.0	
4,060,814	256,275					

総括表② 連結実質赤字比率等の状況 (平成26年度決算)

Ver.26.00

団体名

長野県松川町

会計名		実質収支額	(分母比)
一般会計等	一般会計	471,768	11.6
	青年の家特別会計	2,918	0.1
小計		474,686	11.7
標準財政規模		4,060,814	100.0
実質赤字比率 (%)		-11.68	※

会計名		実質収支額	(分母比)
公営企業に属する特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	53,890	1.3
	介護保険事業特別会計	39,952	1.0
	後期高齢者医療特別会計	335	0.0

会計名		資金不足・剰余額	(分母比)
法適用企業	水道事業会計	348,052	8.6
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	13,374	0.3
	農業集落排水事業特別会計	11,683	0.3
	保養宿泊施設事業特別会計	24,585	0.6
合計		966,557	23.8
標準財政規模(再掲)		4,060,814	100.0
連結実質赤字比率 (%)		-23.80	※

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示されます。

総括表④ 将来負担比率の状況 (平成26年度決算)

Ver.26.00

団体名

長野県松川町

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額				連結実質赤字額	組合連結実質赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等		
4,322,318	8,165	5,138,924	63,240	1,003,661	0	0	0	0	0	0
(分母比) 133	0	158	2	31						

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能特定歳入	基準財政需要額算入見込額	
		うち都市計画税	
3,222,204	0	0	8,118,571
(分母比) 99			250

将来負担額 A	10,536,308	325	充当可能財源等 B	11,340,775	350	A - B	-804,467	-25	将来負担比率 (%)
標準財政規模 C	4,060,814	125	算入公債費等の額 D	815,900	25	C - D	3,244,914	100	
-24.7									

報告第2号

専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のことについて別紙のとおり専決処分としたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

自動車破損による損害賠償の額（町道211号線）について

（専決第5号）

平成27年 9月 4日 報告
松川町長 深津 徹

専決第5号

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成27年 8月20日

松川町長 深 津 徹

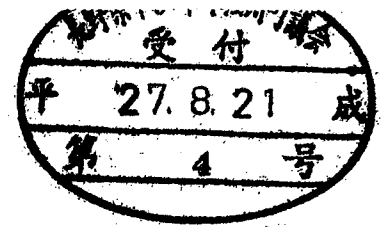
町は、自動車破損による損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 109,847円

2 損害賠償の相手方 住所
氏名



合議印	議長	副議長	事務局長	書記
	関		酒井	



集团的自衛権行使に関する法案、いわゆる安全保障法案の
撤回と廃案を求める意見書提出の請願書

平成 27 年 8 月 21 日

松川町議会議長 関 克義様

請願人住所 松川町大島 2696-1
 団体 松川町憲法九条を守る会
 代表 平澤充人
 紹介議員

平澤充人
 熊谷宗明

請願趣旨

集团的自衛権行使に関する法案、いわゆる安全保障関連法案の撤回と廃案を求める意見書を、政府及び関係行政機関に提出して下さい。

請願理由

現在国会で審議されている、いわゆる安全保障関連法案は、以下の三点の理由から容認できません。

- 1、「集团的自衛権行使は憲法上許されない」としてきた従来の国の方針を、安倍内閣は国会に諮ることなく、解釈拡大することで「行使できる」としました。この手法は、将来にわたって、時の内閣によって恣意的に憲法の解釈が変更されることとなります。その恣意的な基盤の上に提出された今回の法案には、多くの学者や弁護士から「憲法違反である」という声が上がっています。
- 2、NHKや新聞各紙などの世論調査によると、今回の法案について賛成は10%から20%、反対は60~80%、残りは、わからない、または慎重審議を求める、が多く、国の安全保障について、広い国民的理解が得られているとは到底思えません。
- 3、この法案の審議の過程での「戦闘行為に一定の歯止めはかけてある」という政府の説明には現実無視や矛盾が多く、解釈次第、状況次第で、戦闘のとめどない拡大が懸念されます。先の大戦の、内外における多大の犠牲の上に構築してきた我が国の平和が、同盟国であるアメリカ一国の都合のみで崩壊することになり、「国際貢献」とは名ばかりのものになりかねません。

国の安全保障は国際情勢、国民感情、自立度（食糧、エネルギー、資源など）を考慮して総合的に判断されるべきであり、国民的な理解のないまま、これらの法案の成立を図ろうとする、これまでのすすめかたは、戦後七十年にわたる国の安全保障を根本から変えるものとしては誠に拙速であり、姑息であり、憲法違反の行為であります。

つきましては、貴議会において、安全保障関連法案の撤回と廃案を求める意見書の提出をされるようお願いいたします。

平成 27 年第 3 回松川町議会定例会(第 14 日目)議事日程

平成 27 年 9 月 17 日 午後 3 時 00 分開議

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 16 号 | 平成 27 年度松川町一般会計補正予算(第 3 回)について |
| 日程第 2 | 議案第 17 号 | 平成 27 年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 回)について |
| 日程第 3 | 議案第 18 号 | 平成 27 年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 回)について |
| 日程第 4 | 議案第 19 号 | 平成 27 年度松川町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 回)について |
| 日程第 5 | 議案第 20 号 | 平成 27 年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 回)について |
| 日程第 6 | 議案第 21 号 | 平成 27 年度松川町農業集落排水事業特別会計補正予算(1 回)について |
| 日程第 7 | 議案第 22 号 | 平成 27 年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算(第 1 回)について |
| 日程第 8 | 議案第 23 号 | 平成 27 年度松川町青年の家特別会計補正予算(第 1 回)について |
| 日程第 9 | 議案第 24 号 | 平成 27 年度松川町水道事業会計補正予算(第 1 回)について |
| 日程第 10 | 議案第 25 号 | 松川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 26 号 | 松川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 27 号 | 松川町診療所設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 28 号 | 松川町生東へき地診療所設置条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第 14 | 議案第 29 号 | 松川町教育委員会の委員の任命について |

日程第 15 請願の審査

請願 4 集团的自衛権行使に関する法案、いわゆる安全保障法案の撤回と廃案を求める意見書提出の請願

日程第 16 発議第 1 号 集团的自衛権行使に関する法案、いわゆる安全保障法案の撤回と廃案を求める意見書の提出について

日程第 17 継続審査・調査について

日程第 18 町長あいさつ

閉会宣告

議案第25号

松川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

松川町個人情報保護条例(平成11年松川町条例第22号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年 9月17日 提出
松川町長 深津 徹

平成27年 9月17日 可決
松川町議会議長 関 克義

松川町個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）

松川町個人情報保護条例（平成 11 年松川町条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「個人情報の保護」を「個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）の保護」に改める。

第 2 条中第 2 号を第 5 号とし、第 1 号の次に次の 3 号を加える。

- (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (4) 特定個人情報ファイル 番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

第 3 条第 1 項中「個人情報の開示」を「個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条及び次条において同じ。）の開示」に改める。

第 7 条の次に次の 3 条を加える。

（特定個人情報保護評価）

第 7 条の 2 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項に規定する場合には、同項の規定により、審査会の意見を聴くものとする。

（特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第 7 条の 3 実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、審査会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 特定個人情報ファイルの名称
- (2) 当該実施機関の名称及び特定個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 特定個人情報ファイルの利用目的
- (4) 特定個人情報ファイルに記録される項目（以下この条及び次条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第 8 号において同じ。）として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この条及び次条において「記録範囲」という。）
- (5) 記録情報（特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報をいう。以

下この条及び次条において同じ。)の収集方法

- (6) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (7) 次条第3項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第5号若しくは前号に掲げる事項を特定個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
 - (8) 第15条第1項又は第23条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 当該特定個人情報の訂正に関して法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、その旨
 - (10) その他実施機関が定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査のために作成し、又は取得する特定個人情報ファイル
 - (2) 実施機関の職員又は職員であった者に係る特定個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（実施機関が行う職員の採用試験に関する特定個人情報ファイルを含む。）
 - (3) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための特定個人情報ファイル
 - (4) 前項の規定による通知に係る特定個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した特定個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (5) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する特定個人情報ファイル
 - (6) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した特定個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - (7) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する特定個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - (8) 本人の数が実施機関が定める数に満たない特定個人情報ファイル
 - (9) 第2号から前号までに掲げる特定個人情報ファイルに準ずるものとして実施機関が定める特定個人情報ファイル

(10) 電子計算機による検索を用いないで特定の特定個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成された特定個人情報ファイル

3 実施機関は、第1項に規定する事項を通知した特定個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたとき、又はその特定個人情報ファイルが前項第8号に該当するに至ったときは、遅滞なく、審査会に対しその旨を通知しなければならない。

(特定個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第7条の4 実施機関は、実施機関が定めるところにより、当該実施機関が保有している特定個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げる事項その他実施機関が定める事項を記載した帳簿（第3項において「特定個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 前条第2項第1号から第9号までに掲げる特定個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る特定個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した特定個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる特定個人情報ファイルに準ずるものとして実施機関が定める特定個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項を特定個人情報ファイル簿に記載し、又は特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第9条の見出しを「(特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限)」に改め、同条第1項中「、個人情報」を「、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り

扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用することができる。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により特定個人情報を特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために利用するときは、当該特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 第1項ただし書及び前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

（特定個人情報の提供の制限）

第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第10条中「前条第1項ただし書」を「第9条第1項ただし書」に、「個人情報を取り扱う」を「個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱う」に改める。

第12条第1項中「により個人情報」を「により個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」に改める。

第13条第1項中「、個人情報」を「、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この項及び次項において同じ。）」に改める。

第15条第1項中「自己の個人情報」を「自己の個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条（次項を除く。）から第25条までにおいて同じ。）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる者は、本人に代わって当該各号に定める区分に応じ、前項の開示請求をすることができる。

(1) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人（実施機関が特別の理由があると認める場合に限る。） 自己に係る個人情報（特定個人情報を除く。）

(2) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人 自己に係る特定個人情報

第17条第1項中「15日以内」の次に「（特定個人情報に係る開示請求にあつては、開示請求があつた日から30日以内）」を加える。

第25条第1項及び第2項中「翌日」の次に「（特定個人情報に係る訂正請求にあつては、訂正請求があつた日）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(情報提供等記録の提供先等への通知)

第25条の2 実施機関は、訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第29条第1項中「、抄本」を「又は抄本」に改め、「又は訂正」を削り、「個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。)」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 この条例は、法令、他の条例その他別の定めにより、訂正の手続が定められている個人情報については、適用しない。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第7条の次に3条を加える改正規定（第7条の2及び第7条の3に係る部分に限る。） 公布の日
- (2) 第9条の次に2条を加える改正規定（第9条の3に係る部分に限る。）
番号法の施行の日（平成27年10月5日）
- (3) 第25条の次に1条を加える改正規定 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

議案第26号

松川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

松川町手数料徴収条例(平成12年松川町条例第19号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年 9月17日 提出
松川町長 深津 徹

平成27年 9月17日 可決
松川町議会議長 関 克 義

松川町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

松川町手数料徴収条例（平成 12 年松川町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

（松川町手数料徴収条例の一部改正）

第 1 条 別表中第 57 の項を第 58 の項とし、第 37 の項から第 56 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 36 の項の次に次の 1 項を加える。

(37) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する通知カードの再交付手数料 1 件につき 500 円

第 2 条 別表中第 38 の項を次のように改める。

(38) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号カードの再交付手数料 1 件につき 800 円

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。ただし第 2 条の規定については、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 27 号

松川町診療所設置条例の一部を改正する条例の制定について

松川町診療所設置条例（昭和 61 年松川町条例第 22 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 27 年 9 月 17 日 提 出
松 川 町 長 深 津 徹

平成 27 年 9 月 17 日 可 決
松川町議会議長 関 克 義

松川町診療所設置条例の一部を改正する条例（案）

松川町診療所設置条例（昭和 61 年松川町条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「名称 生田診療所」及び「位置 松川町生田 732 番地 1」を削る。

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

議案第28号

松川町生東へき地診療所設置条例を廃止する条例の制定について

松川町生東へき地診療所設置条例（昭和50年松川町条例第16号）を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年9月17日 提出
松川町長 深津 徹

平成27年9月17日 可決
松川町議会議長 関 克 義

松川町生東へき地診療所設置条例を廃止する条例（案）

松川町生東へき地診療所設置条例（昭和 50 年松川町条例第 16 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 29 号

松川町教育委員会の委員の任命について

下記の者を松川町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 松川町 元大島 3272 番地 8
氏 名 井口 由紀子
生年月日 昭和 47 年 10 月 20 日生

平成 27 年 9 月 17 日 提 出

松 川 町 長 深 津 徹

平成 27 年 9 月 17 日 同 意

松川町議会議長 関 克 義

発議第 1 号

集団的自衛権行使に関する法案、いわゆる安全保障法案の撤回と
廃案を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、関係機関に提出するため主題のことに
ついて、別紙のとおり意見書の議決を求める。

平成 27 年 9 月 17 日 提出

提出者	松川町議会議員	松井	悦子
賛成者	松川町議会議員	黒澤	哲郎
	同	森谷	岩夫
	同	菅沼	弘

平成 27 年 9 月 17 日 否 決
松川町議会議長 関 克 義

集団的自衛権行使に関わる安全保障関連法案の

撤回と廃案を求める意見書（案）

現在国会で審議されている安全保障関連法案は、以下の三点の理由から容認できません。

1. 「集団的自衛権行使は憲法上許されない」としてきた従来の国の方針を、安倍内閣は国会に諮ることなく、解釈拡大することで「行使できる」としました。この手法は、将来にわたって、時の内閣によって恣意的に憲法の解釈が変更されることとなります。その恣意的な基盤の上に提出された今回の法案には、多くの学者や弁護士から「憲法違反である」という声が上がっています。
2. NHK や新聞各紙などの世論調査によると、今回の法案について賛成は 10%～20%、反対は 60%～80%、また、慎重審議を求める声も多く、国の安全保障について広い国民的理解が得られているとは到底思えません。
3. この法案の審議の過程での「戦闘行為に一定の歯止めはかけてある」という政府の説明には現実無視や矛盾が多く、解釈次第、状況次第で、戦闘のとめどない拡大が懸念されます。先の大戦の内外における多大の犠牲の上に構築してきた我が国の平和が、同盟国であるアメリカ一国の都合のみで崩壊することになり「国際貢献」とは名ばかりのものになりかねません。

国の安全保障は国際情勢、国民感情、自立度（食糧、エネルギー、資源）などを考慮して総合的に判断されるべきであり、国民的な理解のないまま、これらの法案の成立を図ろうとするこれまでの進め方は、戦後七十年にわたる国の安全保障を根本から変えるものとして誠に拙速であり、十分な国民の理解に至っていないと考え、下記事項を要望します

記

1. 半数以上の国民理解が得られない、安全保障関連法案を撤回し、廃案とすることを強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 27 年 9 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
外務大臣
防衛大臣 宛

長野県松川町議会